

山梨県労働委員会
会長〇〇 〇〇 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇〇〇労働組合
執行委員長 〇〇 〇〇
※使用者の場合もある。

労働争議 **あっせん** 申請書
調 停
仲 裁

次の労働争議につき、労働関係調整法第 **12** 条の規定により **あっせん** 願いたく申請します。
18 条の規定により **調 停**
30 条の規定により **仲 裁**

労働組合		使用者	
名称	〇〇〇〇労働組合	名称	〇〇〇〇株式会社
代表者職氏名	執行委員長 〇〇 〇〇	代表者職氏名	代表取締役 〇〇 〇〇
所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇町 〇〇丁目〇〇番〇〇号 Tel.〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇町 〇〇丁目〇〇番〇〇号 Tel.〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
組合員数	100人	従業員数	200人
結成年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	設立年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
別組合の名称 及び組合員数	別組合なし	事業の種類	製造業
加盟上部団体	〇〇労働組合連合会	資本金	5千万円
		関係事業所の 所在地・名称	〇〇市〇〇〇町 〇〇〇〇(株)〇〇工場

調整事項	<p>例示 賃金引上げ、一時金の支給、労働協約の締結、退職金規程の制定、解雇の撤回、団体交渉の応諾、団体交渉の促進、交渉ルールの確立など (使用者申請の場合) 賃金増額に関する紛争の処理、解雇に関する紛争の処理など</p>		
主張不一致の 要点	組合側	・組合員一人平均600,000円の夏季一時金を要求	
	使用者側	・組合員一人平均350,000円の支給	
争議行為の 概要	〇〇月〇〇日 部分スト 参加人員20名 〇〇月〇〇日 24時間スト予定 参加予定人員80名	回数及び 参加人員	1回 20人
申請に係る労働協 約の該当条項	労働協約第〇〇条 会社または組合のいずれかが、労働委員会にあっせん申請をしたときは、他の一方はこれに応じなければならない。		
申請に至るまでの 交渉経過	別紙のとおり		

(別紙)

申請に至るまでの交渉経過

- | | |
|-----------|--|
| 〇〇年〇〇月〇〇日 | 組合員は夏季一時金600,000円を要求し、〇〇月〇〇日に団体交渉を行うことを申し入れた。 |
| 〇〇月〇〇日 | 組合三役と会社側3人による第1回団交が行われ、組合からの要求の趣旨を説明したが、会社側からは有額回答はなかった。 |
| 〇〇月〇〇日 | 第2回の団交があり、会社側から300,000円の回答があったが、これを不満として拒否した。 |
| 〇〇月〇〇日 | 第3回の団交が行われ、50,000円の上乗せがあったが、なお不満であり拒否した。 |
| 〇〇月〇〇日 | 第4回の団交が行われたが、進展はなかった。 |
| 〇〇月〇〇日 | 団交が決裂した。 |